

事務連絡
令和2年3月24日

各地域包括支援センター
各居宅介護支援事業所
各居宅療養管理指導事業所 } 管理者様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

高齢者施設・事業所等に対する布製マスクの具体的な配布方法の国への
疑義照会について

このことについて、令和2年3月18日付けで厚生労働省老健局総務課認知症対策室他から「介護施設等に対する布製マスクの配布について」（介護保険最新情報 vol.788）が、また、令和2年3月19日付けで厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室他から「高齢者施設・事業所等に対する布製マスクの具体的な配布方法について」（介護保険最新情報 vol.789）がそれぞれ発出されたところですが、貴事業所にかかる両事務連絡の疑問点について、本県から厚生労働省マスク等物資対策班（ガーゼ担当）に問合せを行い、以下のとおり回答を得ましたのでお知らせします。

本事務連絡については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載していますので御確認ください。

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 感染症関係

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=599&topid=22>)

No.	質問	回答
1	利用者への配布方法のうち、訪問系サービス及び通所系サービスについては、居宅介護支援事業者に配布したことだが、その配布数の基礎となっているのは、直近の介護報酬データに基づく計画作成者数ということでしょうか。 このため、複数の在宅サービスを計画に位置付けている利用者にあっても、サービス毎に複数配布することなく、1人1枚の配布とすることですか。	貴見のとおり

2	介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業に限る。）の利用者分については、地域包括支援センターに配布することとなってい るが、利用者数はどのようなデータから算出されているか。	介護報酬データ等から把握
3	事業所等に届いたマスクが仮に不足している場合、介護保険最新情報 vol. 788 「介護施設等に対する布製マスクの配布について」の 1 (5) お問合せ窓口での対応に記載のある 同 1 (3) で同封予定の説明文で案内された窓口へ問い合わせることとしてよいか。	貴見のとおり
4	介護保険最新情報 vol. 788 (別紙) の配布対象となる施設・サービス等の種類では、(介護予防) 居宅療養管理指導が含まれていたものの、介護保険最新情報 vol. 789 では、同サービスは「1 職員分の配布方法」の項に列挙されておらず、「2 利用者分の配布方法」の項に同サービスのみを利用する者分を、事業所に配布するとの注意書きがあるのみである。同サービスを提供している事業者にはマスクは配布されないという認識でよいか。また、同サービスのみの利用者分のマスクは、どのようなデータをもとに数量を把握し、どの事業所に配布されるのか。	同サービスにつ いては、医療機関等へのマスク配布は別途調整されて いるため、職員は配布対象とせず、当該サービスのみ を利用する利用者分に限っての配布となる。 (別のサービス を利用する場合、 居宅介護支援事業所 (地域包括支援 センター) 経由で の配布になる。) 当該利用者の配 布の対象事業所・ 枚数については、 介護報酬データ等 から把握する。

問合せ先
 電話 (045) 210-1111
 企画グループ 横溝、森 (内線 4836)
 在宅サービスグループ 岡田 (内線 4824)